

行事に伴う食品の臨時出店に係る取扱要領の改正について

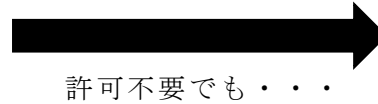
1 要領作成の経緯

(1) 飲食店の分類

「飲食店」と呼ばれるもの：別添 1

黄色部分は

反復・継続性がないため許可は不要



許可不要でも・・・

不特定・多数の人に食品を提供

食中毒予防のため
適切な衛生管理を行う必要あり

(2) 「臨時出店」に係る要領の作成

別添 1 黄色部分を「臨時出店」として取扱い、要領に基づき各保健所が指導し、食品衛生の確保を図ることとした。



平成 21 年 4 月 27 日、各保健所あて要領を通知（平成 21 年 5 月 1 日施行）

(3) 現在の要領の概要

ア 目的

学園祭、夏祭り、バザー等の行事の開催に伴い食品を提供する出店のうち、食品衛生法上の許可を要しないもの（臨時出店）について、食品衛生法上必要な指導等について定め、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止する。

イ 内容

< 臨時出店を行う場合 >

① 主催者又は出店者（要領に明記されていないが、概ね年に 3 日以内の出店に限定）

- ・管轄の保健所に届出（臨時出店届）を提出

届出内容：行事の内容、期間、主催者の氏名連絡先、取扱食品 等

② 保健所

- ・届出によりイベントや出店状況を把握。食品衛生確保のための指導。

指導内容：食品取扱の注意事項の指示、検便の奨励 等

取扱食品について例示しているが、基本的には自由

主催者、行政双方の
食中毒予防、危機管理対策に寄与

2 今回の要領改正の経緯

『行事に伴い食品の臨時出店を行うものに限り対象とする』について、対象としかどうかの各保健所の総合的判断に差が生じてきた。



全国の各自治体においてはどのように判断しているか？

行事の種類や目的、日数、出店者の参加日数などについて全国調査を行い、要領を改正することとした。

(調査結果：別添 2)

3 要領の改正案

全国調査結果を受け、改正案（別添 3）を作成。現在保健所を交えて内容を協議中。

【改正後、新しく規定する事項とその理由】

(1) 行事として認める催事

食品の提供による営利を主目的としない、一時的に開催される祭礼、催事を対象の行事とした。

<規定する理由>

全国調査の結果、ほとんどの自治体が行事の種類や目的を判断基準に加えていたため。

いわゆるフードフェスなど、食品の提供による営利目的の行事を対象外としたほか、他自治体の要領・要綱を参考に、対象となる行事を例示として列挙した。

(2) 出店者の出店日数等

次のすべての要件を満たす出店者を届出の対象とした。

① 出店が年間 8 日以内

② 出店する行事が年間 4 行事以内

③ 同一年間における出店が 3 日以内

<規定する理由>

①：全国平均が 8.4 日以内だったことを参考とした。

②：全国平均は 3 回だったが、最も多かった回答は 4 回だったため。

1 季節に 1 回行う行事が多いことも踏まえ、4 行事までとした。

③：同じ行事で最大 8 日間出店し続けるのは臨時出店届の範疇を超えていると考え、1 行事あたりの出店日数制限を設けることとした。

全国平均（8 日以上の突出した自治体を除く）が 3 日だったこと、土日+祝日の 3 日間の行事が多いことを考慮した。

4 改正スケジュール

令和 4 年 8 月 ~ 令和 4 年 1 1 月	県管轄保健所の状況確認
令和 4 年 1 2 月 ~ 令和 5 年 1 月	全国自治体宛て照会
令和 5 年 1 月 ~ 令和 5 年 2 月	改正案作成・検討
令和 5 年 3 月	要領改正
令和 5 年 4 月 1 日	改正要領の施行

5 委員の皆様へいただきたい意見、助言について

- ① 行事の主催者、出店者等が、改正された要領を確認してわかりやすいものか。また、足りない事項はあるか。
- ② 出店者の日数について、理解できるものか。
- ③ 臨時出店（許可不要）の存在について、ご理解をいただけたか。いただけない場合、何の説明が不足しているか。
- ④ その他、何らかのご意見があるか。

ご意見等は、今後改正スケジュールの中で十分参考とさせていただきます。